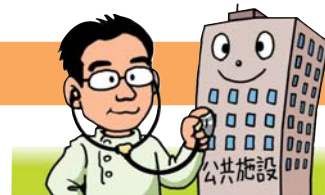


さいがいの災害に備える市の施策と支援制度



市有建築物の耐震診断・改修

避難所となる学校や市民体育館など防災上重要な公共施設や上・下水道施設などの耐震診断・改修工事を行います。

非常用物資の備蓄

避難生活に必要な非常用物資を備蓄します。

非常用物資

非常用飲料水容器／災害用備蓄水／食料／高齢者用食／粉ミルク／ほ乳びん／毛布／おむつ／生理用品／救急用品／簡易トイレ

救助用資機材の配備

市民の皆さんが使用できる救助用資機材を全市立小中学校、交番、消防分団に備えています。

救助用資機材

トラロープ／スコップ／ツルハシ／パール／ノコギリ
油圧ジャッキ／大ハンマー／クリッパー

初動体制の整備

災害時には、市職員の勤務時間外であっても、被害調査や応急対策を実施する職員の非常配備を行います。

地震のとき

- 震度5弱 : 約650人の職員が出動します。
- 震度5強以上: 全職員が出動します。

風水害のとき

警報発令時に職員が出動し、災害対応部局を中心に市内パトロールや応急・復旧対策の準備に入ります。

《緊急防災要員》

あらかじめ指名された約200人の職員が、全市立小学校などに参集し、被害調査などを行います。

市の支援制度

家具等転倒防止器具設置費用の助成

くわしくは

各問い合わせ先へ

対象世帯	助成限度額		助成方法	問い合わせ先
	市民税非課税世帯	生活保護受給世帯		
市民税非課税世帯または、生活保護受給世帯で、次のいずれかに該当する世帯	(1) 65歳以上の高齢者のみの世帯で、介護保険で要支援・要介護と認定された高齢者がいる世帯	設置費5,000円を限度に助成	助成が決定した後、市が指定した業者が設置を行います。 (タンスや食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫など計5台まで)	○ 福祉部 高齢福祉室
	(2) 重度障がい者のみの世帯	設置費5,000円と材料費5,000円を限度に助成		○ 福祉部 障がい福祉室
	(3) 重度障がい者と65歳以上の高齢者で構成する世帯			

耐震診断や耐震改修設計、改修工事の補助

くわしくは

都市計画部開発審査室

■ 耐震診断補助制度 対象▶個人・法人・管理組合

対象建築物	補助額・限度額	
戸建住宅 長屋住宅 共同住宅 (分譲マンション除く)	木造	耐震診断の費用から5,000円を差し引いた額と5万円×住居戸数の少ない方の額とし、木造部分の延べ面積×1,100円を限度とする。
	非木造	耐震診断の費用の1/2とし100万円を限度とする。
病院、スーパー劇場などの特定建築物(住宅を除く)	耐震診断の費用の1/2とし100万円を限度とする。	

■ 耐震設計 対象▶個人

対象建築物	補助額・限度額
民間木造住宅で建築基準法に適合しているもの。(賃貸除く)	耐震設計に要する費用の7/10とし、10万円を限度とする。

■ 耐震改修 対象▶個人

対象建築物	補助額・限度額
民間木造住宅で建築基準法に適合しているもの。	上限70(特定世帯は90)万円、除却40万円

■ 分譲マンション耐震化補助制度 対象▶管理組合

対象建築物	補助額・限度額	
3階以上、延べ面積1,000㎡以上の耐火・準耐火構造の分譲マンション	耐震診断	耐震診断に要した費用の2/3とし、200万円を限度とする。
	耐震設計	耐震設計に要した費用の2/3とし、300万円を限度とする。
	耐震改修	耐震改修費用の23%とし、2,800万円を限度とする。

■ 危険ブロック塀等撤去補助

対象▶個人・法人・管理組合

対象となるブロック塀	補助額・限度額
道路等に面している危険なブロック塀で道路からの高さが60cmを超えるもの	撤去費の4/5か15,000円/mのどちらか少ない方の額とし、40万円を限度とする。

※㎡当たりの限度額あり。